

## 「市が事務局を担っている各種団体の事務の見直しに関するガイドライン（案）」について（概要）

### 1. 作成理由及び内容

#### (1)「市が事務局を担っている各種団体の事務の見直しに関するガイドライン(案)」の作成理由

市が事務局事務を担っている各種団体は、地域活動や地域振興など、様々な分野における行政運営を補完することを目的に設置された団体であり、各種施策等の推進に大きな役割を果たしてきました。団体の活動促進や育成を図る目的で市が事務局となり、企画立案をはじめ、資料作成、予算の収支管理、総会の運営などの多くの事務を市職員が行ってきました。しかし、社会情勢が大きく変化する中、各種施策等をより効果的・効率的に推進していくためには、団体が持つノウハウやネットワーク等を活かした自主・自立的な活動をより一層促進する必要があります。また、厳しい行財政運営が求められる中で、限られた経営資源・人員体制を有効に活用し、様々な行政課題等に対応するとともに、更なる公共サービスの充実を図るためには、これまでの事務のあり方を見直す必要があります。

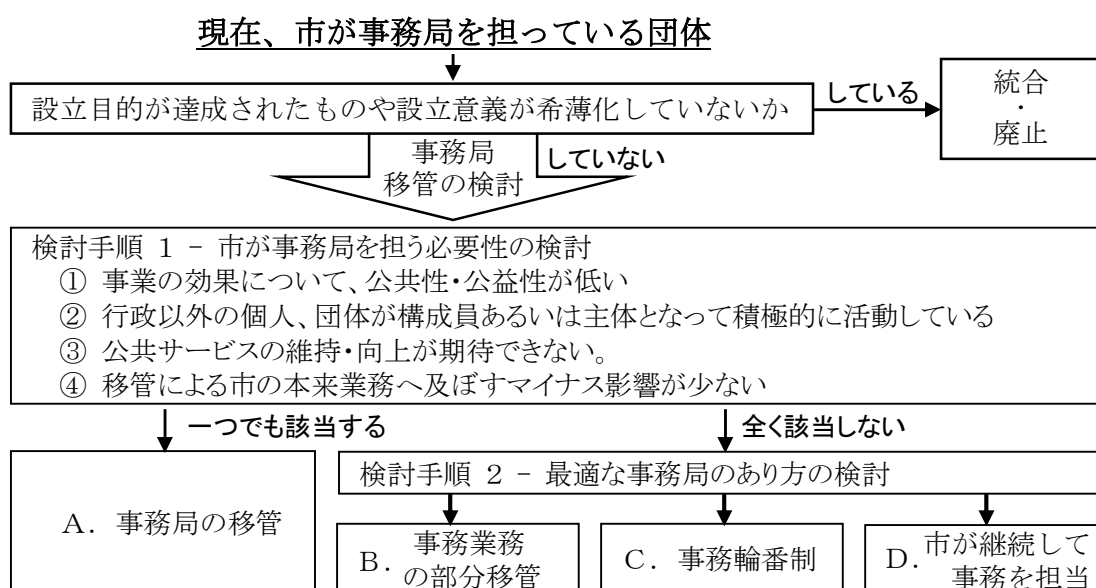
このことから第2次行政改革実施計画[第2期]に掲げられている改革事項の一つである、各種団体の事務の見直しについて、「行政が継続して担っていくことが必要かつ適正であるか」という視点で、団体ごとに市の関与の方向性を確認しながら、効果的・効率的な行政経営の確立に向けて、改善の方向性を検討するために「市が事務局を担っている各種団体の事務の見直しに関するガイドライン(案)」を作成するものです。

#### (2)「市が事務局を担っている各種団体の事務の見直しに関するガイドライン(案)」の内容

現在、市が事務局事務を担っている各種団体ごとに、行政が団体の事務局事務を継続して担っていくことが必要かつ適正であるかどうか、統一的な見解のもと、事業の効果についての公共性や公益性などによる検討判断基準を定め、今後は、このガイドラインを基準として、各所管課において、各種団体の事務局の移管及び最適な事務局のあり方について見直し作業を進めるものです。

### 2. ガイドラインによる検討手順と方向性の分類

下記のフロー図に基づき、今後の方向性を分類します。



※ 「D. 市が継続して事務を担当」にあつては、事業の規模などから事務の効率化等が期待できる場合は、他団体との統合も視野に検討を進める。また、市全体の組織と旧町村単位の支部組織が設置されている場合は、支部組織の必要性について十分に検討する。

### 3. 分類後の運用

それぞれの団体の方向性を各所管課において示し、その方向性に基づき、各団体及び関係団体・組織との協議を、2020年4月の運用開始に向けて、期限を定めて進めます。

### 4. 現在、市が事務局を担っている団体事務に係る業務数

部局名	課・室・局・センター名	業務数	部局名	課・室・局・センター名	業務数
市長政策部	総務課	4	プラン ド戦略部	企業誘致推進室	0
	財政課	0		交流観光まちづくり課	1
	地方創生推進課	0		文化・世界遺産課(美術館含)	5
	行革・施設管理課	0		ふるさと建設課	3
	検査室	0	と整備部	都市計画課	0
市民協働部	市民生活課	3		上下水道課	0
	税務課	0		会計課	0
	エコビレッジ推進課	1		議会事務局	2
	南砺で暮らしません課	4	監査委員事務局	0	
	城端行政センター	12	農業委員会事務局	0	
	平行政センター	22	教育部	教育総務課	0
	上平行政センター	19		生涯学習スポーツ課	8
	利賀行政センター	24		こども課	2
	井波行政センター	9		医療課	0
		井口行政センター	25	地域包括医療ケア部	地域包括ケア課
	福野行政センター	12	地域包括支援センター		0
	福光行政センター	12	福祉課		2
プラン ド戦略	農林課	12	健康課		0
	商工課	0	保健センター	3	

業務数合計 185